

◇大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 風致地区内における建築物の新築等に係る許可に代えて協議しなければならない者の範囲を改めることにしました。
- 2 風致地区内における建築物の新築等のうち市長の許可を受けること等を要しない行為の範囲を改めることにしました。
- 3 この規則は、公布の日（令和7年2月26日）から施行することにしました。

（計画調整局計画部都市計画課）